

1. 下水道管渠について

下水道管渠の標準耐用年数及び固定資産の耐用年数は50年とされており、市内では耐用年数を超えている管渠はありません。

また、下原処理分区の管路についてTVカメラにより下水道管約14.9kmを調査し、長寿命化計画にて計画的な改築等が策定され、平成30年度に延長251m、令和元年度に51mの管渠更生工事を実施しました。

(1) 公共下水道事業（千代田地区・宍倉地区）

- ・昭和51年度に事業開始し、千代田地区は昭和57年度、霞ヶ浦地区は昭和58年度に供用開始
- ・汚水管渠延長 105km ・処理区域 546ha

(2) 特定環境保全公共下水道（田伏地区・牛渡地区・戸崎地区等）

- ・昭和60年度に事業開始し、平成元年度に供用開始
- ・汚水管渠延長 88km ・処理区域 293ha

今後の対応

ストックマネジメント計画を作成し修繕費の平準化を図り計画的に修繕を行っていく。
 （令和2年度：基本計画 令和3年度～令和5年度：詳細調査）
 財源：社会資本整備総合交付金 50% 企業債 50%

(3) 農業集落排水事業（霞ヶ浦地区3地区・千代田地区5地区）

- ・霞ヶ浦地区
 - ① 柏崎地区：平成元年度に事業開始し、平成5年度に供用開始（25年経過）
 - ② 大和田地区：平成4年度に事業開始し、平成7年度に供用開始（23年経過）
 - ③ 深谷地区：平成5年度に事業開始し、平成10年度に供用開始（20年経過）
- ・千代田地区
 - ④ 土田地区：昭和62年度に事業開始し、平成3年度に供用開始（27年経過）
 - ⑤ 志筑地区：平成2年度に事業開始し、平成6年度に供用開始（24年経過）
 - ⑥ 上稲吉地区：平成6年度に事業開始し、平成10年度に供用開始（20年経過）
 - ⑦ 新治地区：平成7年度に事業開始し、平成10年度に供用開始（20年経過）
 - ⑧ 千代田東部地区：平成9年度に事業開始し、平成14年度に供用開始（16年経過）
- ・汚水管渠延長 111km ・処理区域 588ha

今後の対応

統廃合出来る施設は統廃合を進め、存続施設は、最適整備構想計画を令和2年度に作成し修繕費の平準化を図り計画的に修繕を行っていく。
 財源：社会資本整備総合交付金 50% 企業債 50%

下水道管渠、施設等の老朽化対策（下水道ストックマネジメントの導入）

○下水道施設を財源等の制約のもと適切に管理していくためには、短期的（5年程度）な部分的改築ではなく、中長期的な視点で下水道事業全体の今後の老朽化の進展状況を捉えて、優先順位をつけながら施設の改築を進めることで、事業費（年価）の更なる削減を図ることが重要である。

○そのためには、現行の長寿命化対策のように施設ごとではなく、下水道施設全体の中長期的な老朽度を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理し費用の平準化を図る必要がある。

⇒**ストックマネジメントの導入**：令和2年に基本計画を県へ提出、のち数年かけて詳細調査を実施し修繕計画を作成。

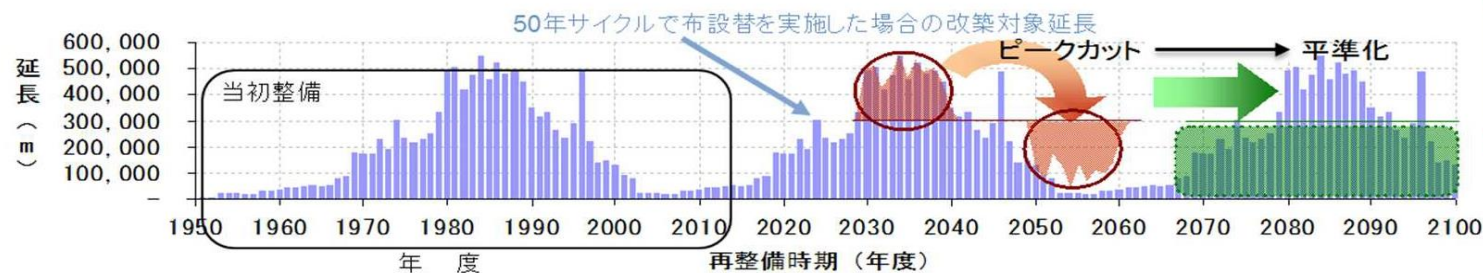
今までの長寿命化対策

- ・施設ごとの予防保全型の施設管理
- ⇒
- 改築費用の平準化（概ね5年程度）
 - 施設全体の優先度が見えない

ストックマネジメント

- ・下水道施設全体の最適化のための老朽化対策
 - ・リスク評価を踏まえた長寿命化対策の優先順位付け
- ⇒
- 施設全体を見た**改築事業費の平準化**
 - 長期予測と優先順位**による効率化・安定した事業運営

■ 予算平準化のイメージ(管路改築費の将来予測)



※農業集落排水における最適整備構想は、統廃合せず継続して使用していく施設のストックマネジメントで概ね上記内容と同じ意味をなす計画となります。

個別施設計画・最適整備構想・再編計画の位置付け

計画名	定義	策定対象
個別施設計画	機能診断結果を基に、個別施設単位で長寿命化対策を定めたもの。	個別施設
最適整備構想	機能診断結果を基に、市町村単位で対策時期の同期化や予算の平準化等を考慮し、予防保全対策を定めたもの。	原則として市町村内の全施設
再編計画	市町村単位で農業集落排水施設の統合や下水道への接続等の計画を定めたもの。	施設再編を行う市町村内の施設

